TOIRO 利用規程

目次

- 1. 開館日及び利用可能時間
- 2. 利用申込み方法
- 3. 利用の許可
- 4. 利用の制限
- 5. 施設の利用許可の取消し等
- 6. 施設利用上の禁止事項
- 7. 利用料金の支払
- 8. 利用料金の返還及びキャンセル料
- 9. 利用者の責務
- 10. 原状回復の義務
- 11. 広告又は看板等の設置
- 12. 催事の撮影、中継及び収録
- 13. 物品の販売・飲食の提供
- 14. 免責と損害賠償責任

本利用規程は、株式会社さいたまアリーナ(以下「当社」と称する。)が管理・運営する「さいたまスーパーアリーナ TOIRO」(以下、「TOIRO」と称する。)の利用について定めるものです。利用を希望される方は、本利用規程をよくお読みの上、TOIROをご利用ください。

1. 開館日及び利用可能時間

毎年1月1日より12月31 日の9:00~21:00 までとなります。 ただし、保守点検等により休館することがあります。 利用時間は、上記時間帯の連続する3 時間からとなっております。 また、事前の申し込みにより上記時間帯以外もご利用が可能です。 なお、全館利用は1日単位(9:00~21:00)となります。 詳しくは営業部へ、お問合わせください。

2. 利用申込み方法

(1)TOIRO の利用を希望する方は、「利用申込書」に必要事項をご記入の上、利用者がこれまでに実施した催事の概要等の資料を添えて、下記窓口にお申し込み下さい。

株式会社さいたまアリーナ 営業部 〒330-9111 さいたま市中央区新都心8番地 TEL 048-600-3000 FAX 048-601-1120

(2)申込みの受付開始期間は、下記の通りです。

さいたまスーパーアリーナ「コミュニティアリーナ、アリーナ、スタジアム」との利用希望日の 13 ヶ月前からTOIRO全館の利用利用希望日の 12 ヶ月前から

STUDIO又はSPACEの一括利用

利用希望日の 6 ヶ月前から

各 STUDIO1・2、SPACE3・4・5、ROOM6・7 の個別利用

利用希望日の 3 ヶ月前から

- (3)「利用申込書」の内容について、「4.利用の制限」に該当する場合には、利用申込みを受け付けられない場合があります。なお、同一日に申込みが複数ある場合は、重複して利用申込みを受け付ける場合があります。
- (4)利用の目的・内容等を変更しようとするときは、所定の様式をもって届出、当社の許可を得ていただきます。なお、変更の内容によっては、変更を認めない場合があります。

3. 利用の許可

利用申込みを受け付けた予約に対し、当社が利用を認めた予約について、利用料金請求書を発行いたします。 利用料金の納入をもって、正式な利用の許可といたします。

【利用申込みからイベント開催までのフロー】

STEP01 催物企画·立案、会場選択



STEP02 会場決定、利用申込



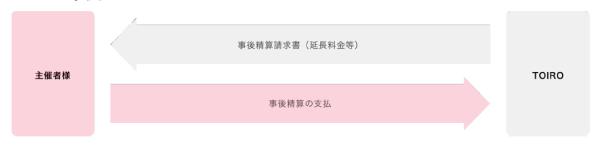
STEP 03 会場運営、計画・準備(1 ヶ月前まで)



STEP04 搬入・設営、催物開催、撤去・搬出 (ご利用当日)



STEP05 事後処理



4. 利用の制限

次のいずれかの事項に該当するときは、利用申込みの受付または利用の許可をすること ができません。

- (1)法令の規定に反する場合、又は公共の秩序を乱し、善良な風俗に反する恐れがあるとき。
- (2)施設、設備を毀損する恐れがあると認められるとき。
- (3)施設の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- (4)暴力団体又は事業内容が明確でない団体、もしくはその関係者が主催、共催、後援、協賛する行事に利用しようとするとき。
- (5)施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- (6)施設の品位を損なう恐れがあると認められるとき。
- (7)その他当社が不適当であると認められるとき。

なお、利用の許可については、条件を付することがあります。

5. 施設の利用許可の取消し等

次の事項に該当する場合、利用許可後又は施設利用期間中においても、利用条件の変更・ 利用の中止・ 利用許可の取消し等の処置をすることがあります。

- (1)所定の期日までに施設利用料金を納入しないとき。
- (2)利用申請書に虚偽の記載があったとき、又は許可した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用しようとするとき。
- (3)利用を許可された場所以外で、作業や催事を行ったとき。
- (4)利用許可条件、本利用規程及び当社の指示を遵守しなかったとき。
- (5)関係官公庁への届出を怠ったり、その指示に従わないとき。
- (6)災害その他不可抗力によって、施設の利用ができなくなったとき。
- (7) 災害の発生により、施設が行政から避難所等に指定されたとき。
- (8)施設の利用権の全部又は一部を第三者に譲渡あるいは転貸したとき。

- (9) 新型インフルエンザおよびエボラ出血熱等の感染症が発生したこと等により、施設を閉鎖するとき(施設の閉鎖は、行政による自粛要請、閉鎖勧告もしくは閉鎖命令があった場合、または首都圏の類似施設等の動向を見極めつつ、自主的に当社が閉鎖すべきと判断した場合に実施することとします)
- (10)その他当社が不適当であると認めたとき。

6. 施設利用上の禁止事項

利用者は、施設内及び敷地内において下記の行為をし、または入場者その他第三者をしてこれらを行わせることはできません。

- (1)指定する場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。
- (2)他人に危害を与える、もしくは迷惑となる危険物品、動物等を携帯、連行すること。
- (3)施設及びその付属物を損壊あるいは汚損すること。
- (4)施設の付属物品を無断で使用又は移動すること。
- (5)指定する場所以外へ廃棄物、ごみ等を捨てること。
- (6)許可なく寄付行為をすること。
- (7)その他当社が不適当であると認めること。

7. 利用料金の支払

- (1)利用料金は別紙の「TOIRO 利用料金表」をご参照ください。
- (2)利用料金請求書を発行後、次に定める期日までに全額をお支払いいただきます。ただし、当該期日以降に利用を申込まれた場合は、当社請求書に記載されている支払期日までにお支払いください。

さいたまスーパーアリーナ「コミュニティ	アリーナ、アリーナ、スタジアム」との
連動利用	さいたまスーパーアリーナの規程に準ずる
TOIRO 全館の利用	開催日の 10 ヶ月前まで
STUDIO または SPACE の一括利用	開催日の 4 ヶ月前まで
各 STUDIO1・2、SPACE3・4・5、ROOM6	6・7 の個別利用
	開催日の 1 ヶ月前まで

(3)設備・備品料金及びその他追加料金につきましては、事前のお打合せに基づき、当社請求書に記載されている支払期日までにお支払いください。

8. 利用料金の返還及びキャンセル料

利用料金のお支払い後、利用のキャンセル又は変更のご希望がある場合には、下記のキャンセル料を差し引いた金額を返還いたします。ただし、施設管理上の理由により、利用の許可を取り消した場合にはこの限りではありません。

さいたまスーパーアリーナ「コミュニティアリーナ、アリーナ、スタジアム」との 連動利用の場合 さいたまスーパーアリーナの規程に準ずる

連動利用の場合	さいたまスーパーアリーナの規程に準ずる
TOIRO 全館利用 の場合	
利用予定日の10ヶ月前から6ヶ月前まで	利用料金の 25%の金額
利用予定日の6ヶ月前から3ヶ月前まで	利用料金の 50%の金額
利用予定日の3ヶ月前から1ヶ月前まで	利用料金の 75%の金額
上記以降	利用料金の 100%の金額
STUDIO または SPACE の一括利用の場合	
利用予定日の4ヶ月前から2ヶ月前まで	利用料金の 50%の金額
利用予定日の2ヶ月前から1ヶ月前まで	利用料金の 75%の金額
上記以降	利用料金の 100%の金額

各 STUDIO1・2、SPACE3・4・5、ROOM6・7 の個別利用の場合

利用予定日の1ヶ月前まで利用料金の50%の金額利用予定日の2週間前まで利用料金の75%の金額上記以降利用料金の100%の金額

9. 利用者の責務

- (1)利用者は常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、すべて利用者の責任と費用において、催事の運営及び催事のための必要な作業を行っていただきます。
- (2)利用を終了したときは、利用施設、備品設備及び控室を原状に回復していただきます。利用中(設営・撤去・ 占用時間を含む。)に利用中止の指示を受けた場合も同様とします。
- (3)利用中に施設内及び敷地内において発生した事故等については、当社に重大な過失がない限り、すべて利用者に責任を負っていただくことになりますので、事故防止には万全を期すようにしてください。
- (4)会場警備については、利用者の責任において、警備担当者の配置を行い、交通整理、 場内外整理、盗難・ 火災等の防止に努めていただきます。
- (5)損害賠償保険、傷害保険など必要な保険には利用者が加入してください。
- (6)関係官公庁への届出は、利用者が行ってください。
- (7)その他、施設の利用にあたっては、当社の指示に従っていただきます。

10. 原状復帰の義務

- (1)利用者は利用終了後ただちに利用施設、備品を原状に回復し、当社の点検を受けていただきます。
- (2)利用者が利用施設、及び備品を汚損又は滅失したときは、ただちに当社へ報告し、利用者及び当社双方の立会いのもとでその状況を確認し、これによって生じた損害を賠償していただきます。

(3)利用者は「5.施設の利用許可の取消し等」により、利用の中止や許可の取消し等を命ぜられた場合においても、ただちに利用施設、備品を原状に回復し、当社の点検を受けていただきます。

11. 広告又は看板等の設置

(1)利用者が施設内及び敷地内において広告もしくは催事の案内看板などの掲示を希望する場合は、掲示する場所、掲示の方法、広告料及びその支払方法その他これらの掲示に関する事項について、すべて当社の定めるところに従っていただきます。

(2)利用者は当社に対し、施設内及び敷地内に残存する広告または看板等の取り外し、隠蔽もしくは削除を要求することはできません。

12. 催事の撮影、中継及び収録

利用者が利用内容を撮影、中継又は収録する場合は、事前にその詳細を当社に届け出て、承認を得ていただきます。

13. 物品の販売・飲食の提供

利用者が施設内及び敷地内において物品の販売または飲食の提供などを希望する場合は、利用者は実施場所、実施方法、管理手数料及びその支払方法その他これらに関する事項について、すべて当社の定めるところに従っていただきます。

14. 免責と損害賠償責任

- (1) 「5.施設の利用許可の取消し等」により、利用の許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられた場合、あるいは「4.利用の制限」により、利用の目的、内容の変更等が許可されない場合において、利用者がこれによって損害を受けても当社はその損害を賠償する責任を負いません。
- (2)不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、利用予定日の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても当社はその損害を賠償する責任を負いません。
- (3)施設利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故については、当社に重大な過失がない限り、当社は一切の責任を負いません。